

## 茨木市北部丘陵（国際文化公園都市）開発についての市民投票に関する条例（案）

### （目的）

第一条 この条例は茨木市における北部丘陵（国際文化公園都市）開発（以下「本開発行為」という）について、市民の意思を明らかにするための公平かつ民主的な手続きを確保し、もって市行政の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### （市民投票）

第二条 前条の目的を達成するため、本開発行為にかかわる特定土地区画整理事業計画案に対する賛否についての市民による投票（以下「市民投票」という）を行なう。  
2.市民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

### （市民投票の実施とその意思）

第三条 市民投票は住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第41条第4項にもとづき、住宅・都市整備公団が茨木市長（以下「市長」という）に対して行なう意見聴取に対し、市長が回答を行なう事前に実施するものとする。  
2.市長は市民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重し、本開発行為の行政執行にあたらなければならない。

### （市民投票の執行）

第四条 市民投票は、市長が執行するものとする。

### （市民投票の期日）

第五条 市民投票の期日（以下「投票日」という）は、市長が定め、投票日の十日前までにこれを告示しなければならない。

### （投票資格者）

第六条 市民投票における投票の資格を有するもの（以下「投票資格者」という）は、投票日において、市に住所を有するものであって、前条に規定する告示の日（以下「告示日」という）において、市の選挙人名簿に登録されているものおよび告示日の前日において、選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

### （投票資格者名簿）

第七条 市長は、投票資格者について、本開発行為に関する市民投票資格者名簿（以下「名簿」という）を作成するものとする。

### （秘密投票）

第八条 市民投票は秘密投票とする。

### （一人一票）

第九条 投票は、一人一票とする。

### （投票所についての投票）

第十条 投票資格者は、投票日に自ら市民投票を行なう場所（以下「投票所」という）に行き、名簿または、その抄本の対照を経て、投票しなければならぬ。  
2.前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票所に行くことが出来ない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

### （投票の方式）

第十一条 投票資格者は本開発行為の特定土地区画整理事業計画案に賛成するときには投票用紙の賛成欄に、反対するときには投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。  
2.前項の規定にかかわらず、身体の故障または文盲により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

### （投票の効力の決定）

第十二条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に反しないかぎりにおいて、投票したものの意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

### （無効投票）

第十三条 市民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 一 正規の投票用紙を用いないもの
- 二 ○の記号以外の事項を記載したもの
- 三 ○の記号のほか、他事を記載したもの
- 四 ○の記号を投票用紙の賛成欄および反対欄のいずれにも記載したもの
- 五 ○の記号を投票用紙の賛成欄または反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

### （市民投票の結果の告示等）

第十四条 市長は市民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長に通知しなければならない。

### （投票運動）

第十五条 市民投票に関する運動は、市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

### （委任）

第十六条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則等で定める。

### 付則

#### （施行期日）

1.この条例は、公布の日から施行する。

#### （この条例の失効）

2.この条例は、投票日の翌日から起算して九十日を経過した日にその効力を失う。